

福岡県公報

令和 7 年 9 月 5 日
第 627 号

目 次

告 示 (第529号 - 第541号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○自衛官の募集	(行財政支援課)	1
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	5
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	5
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6

公 告

○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	7
○競争入札参加者の資格等	(建築都市総務課)	7
公安委員会		
○遺失物施行令に基づく特例施設占有者の指定	(警察本部会計課)	9

告 示

福岡県告示第529号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県 道	田主丸 停車場 線	前	久留米市田主丸町田主丸1094番2先 から 久留米市田主丸町田主丸527番2先 まで	10.0 ～ 11.0	186.0
			後	久留米市田主丸町田主丸1094番2先 から 久留米市田主丸町田主丸527番2先 まで	10.0 ～ 11.0	186.0
			後	久留米市田主丸町田主丸1094番2先 から 久留米市田主丸町田主丸527番2先 まで	10.0 ～ 18.2	193.0

福岡県告示第530号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日及び受付場所を次のように告示する。

令和 7 年 9 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 募集種目
自衛官候補生
- 受付期間

令和 7 年 9 月 3 日（水）から令和 7 年 11 月 21 日（金）まで

3 応募資格

- (1) 採用予定月の 1 日現在、18 歳以上 33 歳未満の者で日本国籍を有する者
※32 歳の者は、採用予定月の末日現在、33 歳に達していない者
- (2) 詳細は、採用案内による。

4 試験期日

試験期日は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。

(1) 学科試験・適性検査（Web）

令和 7 年 11 月 29 日（土）～令和 7 年 12 月 2 日（火）（予定）

(2) 口述試験・身体検査

令和 7 年 12 月 13 日（土）～令和 7 年 12 月 15 日（月）（予定）

5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町 1-12 (電話 092-584-1881・1882・1883)	自衛隊福岡地方協力本部 募集課
北九州市小倉南区北方 5-1-1 (電話 093-963-7728 又は 093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
遠賀郡芦屋町大字芦屋 1455-1 (芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
築上郡築上町大字西八田無番地 (築城基地内) (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
飯塚市川津 639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町 5-12 (福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南 2-1-5 博多サンシティビル 2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所 (博多)
福岡市東区名島 3-24-2 (電話 092-672-3255)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所 (名島)

福岡市西区姪の浜 5-4-20 パールマンション 1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所 (姪浜)
久留米市諏訪野町 2401 (電話 0942-38-1616)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
八女市稲富 127 番地 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
大牟田市宝坂町 1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
柳川市三橋町下百町 6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

福岡県告示第 531 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成 23 年 1 月福岡県告示第 211 号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第 6 項において準用する同条第 4 項の規定により公示する。

令和 7 年 9 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長野(a)	八女市長野（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮原(c)	八女市長野（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮原(a)-1	八女市長野（別紙図面 3 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮原(a)-2	八女市長野（別紙図面 4 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 から 4 までは省略し、その図面を八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第 532 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第

57号) 第 9 条第 1 項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(平成23年 1 月福岡県告示第212号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定により公示する。

令和 7 年 9 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
長野(a)	八女市長野(別紙図面 1 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
宮原(c)	八女市長野(別紙図面 2 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 2 に記載する表のとおり
宮原(a)- 1	八女市長野(別紙図面 3 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 3 に記載する表のとおり
宮原(a)- 2	八女市長野(別紙図面 4 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 4 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 から 4 までは省略し、その図面を八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第533号

砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第 7 条第 1 項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成26年 2 月福岡県告示第155号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第 6 項において準用する同条第 4 項の規定により公示する。

令和 7 年 9 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩崎- 2	八女市岩崎(別紙図面 5 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 5 は省略し、その図面を八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第534号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第 9 条第 1 項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(平成26年 2 月福岡県告示第156号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定により公示する。

令和 7 年 9 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
岩崎- 2	八女市岩崎(別紙図面 5 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 5 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 5 は省略し、その図面を八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第535号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第 7 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 7 年 9 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥岩井川内川- 1	八女市忠見及び本(別紙図面 1 に示す区域のとおり)	土石流
上権戸木川- 1	八女市大籠(別紙図面 2 に示す区域のとおり)	土石流
城ノ西川- 1	八女市山内(別紙図面 3 に示す区域のとおり)	土石流
日迫川	八女市山内(別紙図面 4 に示す区域のとおり)	土石流
弘法谷川	八女市忠見及び本(別紙図面 5 に示す区域のとおり)	土石流

長野 - 1	八女市長野 (別紙図面 6 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
長野 - 2	八女市長野及び黒木町本分 (別紙図面 7 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
長野 - 4	八女市長野 (別紙図面 8 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
長野 - 6	八女市長野 (別紙図面 9 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
長野 - 7	八女市長野 (別紙図面 10 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
長野 - 8	八女市長野 (別紙図面 11 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
川崎 - 1	八女市山内 (別紙図面 12 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
北田形 - 1	八女市柳島 (別紙図面 13 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
北田形 - 2	八女市柳島 (別紙図面 14 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
柳島 - 1	八女市柳島 (別紙図面 15 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
柳島 - 2	八女市柳島 (別紙図面 16 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
柳島 - 3	八女市柳島 (別紙図面 17 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
柳島 - 4	八女市柳島 (別紙図面 18 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
山内 - 1	八女市山内 (別紙図面 19 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
山内 - 2	八女市山内 (別紙図面 20 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
本 - 1	八女市本 (別紙図面 21 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
本 - 2	八女市本 (別紙図面 22 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
豊福 - 1	八女市豊福 (別紙図面 23 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
吉田 - 1	八女市吉田 (別紙図面 24 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
吉田 - 2	八女市吉田 (別紙図面 25 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
吉田 - 3	八女市吉田 (別紙図面 26 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

吉田 - 4	八女市吉田 (別紙図面 27 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩崎 - 2	八女市岩崎 (別紙図面 28 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩崎 - 3	八女市岩崎 (別紙図面 29 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
室岡 - 1	八女市室岡及び亀甲 (別紙図面 30 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 から 30 までは省略し、その図面を八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第 536 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号) 第 9 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 7 年 9 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
奥岩井川内川 - 1	八女市忠見及び本 (別紙図面 1 に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面 1 に記載する表のとおり
上椎戸木川 - 1	八女市大籠 (別紙図面 2 に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面 2 に記載する表のとおり
城ノ西川 - 1	八女市山内 (別紙図面 3 に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面 3 に記載する表のとおり
日迫川	八女市山内 (別紙図面 4 に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面 4 に記載する表のとおり
弘法谷川	八女市忠見及び本 (別紙図面 5 に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面 5 に記載する表のとおり
長野 - 1	八女市長野 (別紙図面 6 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 6 に記載する表のとおり
長野 - 2	八女市長野及び黒木町本分 (別紙図面 7 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 7 に記載する表のとおり

長野 - 4	八女市長野 (別紙図面 8 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 8 に記載する表のとおり
長野 - 6	八女市長野 (別紙図面 9 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 9 に記載する表のとおり
長野 - 7	八女市長野 (別紙図面 10 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 10 に記載する表のとおり
長野 - 8	八女市長野 (別紙図面 11 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 11 に記載する表のとおり
川崎 - 1	八女市山内 (別紙図面 12 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 12 に記載する表のとおり
北田形 - 1	八女市柳島 (別紙図面 13 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 13 に記載する表のとおり
北田形 - 2	八女市柳島 (別紙図面 14 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 14 に記載する表のとおり
柳島 - 1	八女市柳島 (別紙図面 15 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 15 に記載する表のとおり
柳島 - 2	八女市柳島 (別紙図面 16 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 16 に記載する表のとおり
柳島 - 3	八女市柳島 (別紙図面 17 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 17 に記載する表のとおり
柳島 - 4	八女市柳島 (別紙図面 18 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 18 に記載する表のとおり
山内 - 1	八女市山内 (別紙図面 19 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 19 に記載する表のとおり
山内 - 2	八女市山内 (別紙図面 20 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 20 に記載する表のとおり
本 - 1	八女市本 (別紙図面 21 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 21 に記載する表のとおり
本 - 2	八女市本 (別紙図面 22 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 22 に記載する表のとおり
豊福 - 1	八女市豊福 (別紙図面 23 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 23 に記載する表のとおり
吉田 - 2	八女市吉田 (別紙図面 25 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 25 に記載する表のとおり
岩崎 - 2	八女市岩崎 (別紙図面 28 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 28 に記載する表のとおり
岩崎 - 3	八女市岩崎 (別紙図面 29 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 29 に記載する表のとおり
室岡 - 1	八女市室岡及び亀甲 (別紙図面 30 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 30 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 から 23、25 及び 28 から 30 までは省略し、その図面は八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第 537 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号) 第 7 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 7 年 9 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本分 - 1	八女市黒木町本分及び長野 (別紙図面 1 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第 538 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号) 第 9 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 7 年 9 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
本分 - 1	八女市黒木町本分及び長野 (別紙図面 1 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面は八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第 539 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号) 第 3 条第 1 項

の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第 3 項の規定により公示する。

令和 7 年 9 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 吉田東 4 丁目
- 2 区域の所在地 遠賀郡水巻町吉田東四丁目
- 3 土地の表示

2 に掲げる区域内の土地のうち、次の点 1 から 19 までを順次結んだ線及び点 1 と 19 を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33度50分41秒90571	130度42分30秒37370
2	33度50分41秒54543	130度42分28秒99660
3	33度50分40秒98503	130度42分28秒87465
4	33度50分40秒29914	130度42分28秒53408
5	33度50分40秒17301	130度42分29秒66102
6	33度50分40秒07778	130度42分30秒04467
7	33度50分40秒12574	130度42分30秒28534
8	33度50分39秒27840	130度42分29秒97324
9	33度50分39秒07177	130度42分29秒11129
10	33度50分39秒08404	130度42分28秒27260
11	33度50分38秒97272	130度42分27秒47307
12	33度50分39秒19716	130度42分27秒08186
13	33度50分39秒98266	130度42分27秒11984
14	33度50分40秒78451	130度42分27秒40163
15	33度50分41秒84156	130度42分28秒24637
16	33度50分42秒31476	130度42分28秒83885

17	33度50分42秒50829	130度42分29秒50040
18	33度50分42秒50134	130度42分30秒43377
19	33度50分42秒35878	130度42分30秒33583

福岡県告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県 道	柳 川 線 筑 後	前	柳川市三橋町吉開778番 1 先から 筑後市大字馬間田979番 1 先まで	10.5 ～ 19.8	1190.0
			後	柳川市三橋町吉開778番 1 先から 筑後市大字馬間田979番 1 先まで	10.5 ～ 35.4	1190.0

福岡県告示第541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 7 年 9 月 5 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	柳 川 線 筑 後	柳川市三橋町吉開606番 1 先から 柳川市三橋町吉開608番 2 先まで

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年9月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字片見鳥3162番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区吉塚二丁目8-25-1
株式会社8008
代表取締役 土脇 亮一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年9月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字古賀575番1及び575番16
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市美しが丘南一丁目10-5 216号
市村 秀訓

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年9月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
田川市大字奈良1529番245及び1529番254から1529番266まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
田川市大字伊田3691番地1
浦野工務店株式会社
代表取締役 浦野 輝孝

公告

福岡県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和7年9月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする特定役務の種類
建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち、建築一式工事、電気工事及び管工事
- 2 工事概要等
 - (1) 建築一式工事
 - ア 工事名
新福岡県立美術館新築工事
 - イ 施工場所
福岡市中央区大濠
 - ウ 予定工期
令和7年度から令和11年度まで
 - エ 工事概要
 - 主要用途 美術館
 - 階数 地上4階地下1階建て
 - 構造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造

延べ面積 22,454.79㎡

オ 入札を行う時期

令和 7 年度 第 3 ・ 四半期

(2) 電気工事

ア 工事名

新福岡県立美術館新築電気設備工事

イ 施工場所

福岡市中央区大濠

ウ 予定工期

令和 7 年度から令和 11 年度まで

エ 工事概要

主要用途 美術館

階数 地上 4 階地下 1 階建て

構造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造

延べ面積 22,454.79㎡

オ 入札を行う時期

令和 7 年度 第 3 ・ 四半期

(3) 管工事

ア 工事名

新福岡県立美術館新築機械設備工事

イ 施工場所

福岡市中央区大濠

ウ 予定工期

令和 7 年度から令和 11 年度まで

エ 工事概要

主要用途 美術館

階数 地上 4 階地下 1 階建て

構造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造

延べ面積 22,454.79㎡

オ 入札を行う時期

令和 7 年度 第 3 ・ 四半期

3 競争入札参加者の資格

次の(1)から(7)までのいずれにも該当しない者

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれ(1)に該当する者を除く。）

(4) 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課せられた者であって、当該届出の義務を履行していないもの

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条

(5) 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

(6) 建設業法第 2 条第 1 項に規定する建設工事を営む者で、同法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていない者

(7) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による審査を受けていない者

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等（令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで有効な「福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿」に登録されている建設業者は、この資格審査の申請をする必要はない。）

(1) 受付の時期

この公告の日から令和7年10月6日まで随時受け付ける。

(2) 申請書の提出方法

ふくおか電子申請サービス (<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>) により提出するものとする。

(3) 提出書類の作成に使用する言語等

申請書の記入は日本語で行うこと。その他の書類で外国語が記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 問合せ先

(1) 工事の概要に関する問合せ先

福岡県建築都市部建築都市総務課契約室

電話 092-643-3707

(2) 資格審査申請に関する問合せ先

福岡県建築都市部建築指導課建設業係

電話 092-643-3719

公安委員会

福岡県公安委員会告示第262号

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則第28条第4項の規定に基づき公示する。

令和7年9月5日

福岡県公安委員会

氏名又は名称	代表者氏名	施設名称	住所又は所在地	施設の所在地
株式会社 太宰府園	代表取締役 石坂 誠治	だざいふ 遊園地	福岡県太宰府市宰府 4丁目7番8号	福岡県太宰府市宰府 4丁目7番8号